仕　様　書

北区役所地域力推進室庶務担当
（担当：吉井・岡本 電話：075-432-1197）

件　　名	産業廃棄物収集運搬及び処分業務
契約期間	契約の日から令和９年３月３１日まで
	１　総則 ⑴　本業務は、京都市契約事務規則、労働基準法、労働安全衛生法、その他関係法令等を遵守するとともに、本仕様書に基づき適正に実施すること。 ⑵　受託者と京都市（以下「本市」という。）は関係法令に基づく委託契約書を締結する。 ⑶　本業務の受託者は、労働基準法及び労働安全衛生法を遵守のうえ履行すること。 **２　受託者の条件** 本業務の受託者は、産業廃棄物収集運搬許可証及び産業廃棄物処分業許可証を有していること。 **３　業務内容** 産業廃棄物の収集運搬及び処分 ※ 産業廃棄物の内容は事務イス等含む、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等の混合状態。（2ｔトラック１～２台分程度） **４　収集場所** 京都市北区役所 住所：京都市北区紫野東御所田町３３－１ **５　収集作業日・時間** 契約日から令和９年３月３１日までの期間で、受託者と本市の協議により決定する。 **６　報告・提出書類** 受託者は、本業務の履行確認後に、請求書及び完了届を本市に提出すること。

	7　その他 ⑴　業務実施中に発生した事故・負傷等について、本市は一切の責任を負わない。 ⑵　受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。 ⑶　受託者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。 ⑷　収集運搬に当たっては、第三者への安全に十分注意すること。また、運搬中に産業廃棄物が落下、散乱しないようにすること。 ⑸　本業務の履行に伴う費用は、すべて受託者の負担とする。 ⑹　受託者は、受託業務上知り得たことについては、本市の許可を得ずに外部を公表又は漏らしてはならない。 ⑺　契約解除を行う場合は、本市・受託者いずれの責に帰するものであっても、受託者は ⑻　契約解除段階で搬出を行っていた産業廃棄物の収集・運搬及び処分については、その責 ⑼　において履行するものとする。 ⑽　本仕様書に記載のない事項及び記載内容に疑義が生じた場合は、速やかに受託者と本市で協議すること。 ⑾　支払については、業務完了後に受託者からの請求により行う。